業務委託設計書

事 業 年 度 令和 7年度 計 設 年 月 令和 年 月 予 算 科 Ħ 項 目 節 款 所 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番99他 地内 路線名又は河川名等 託 業 務 名 京都市東部山間埋立処分地埋立容量管理(測量)業務委託 契約日の翌日から令和8年3月31日まで 行 期 間 業 課(所)名 埋立事業管理事務所 単価使用年月 令和 年 月 務 歩掛適用年月 番 令和 年 月 更 口 数 基準適用年月 令和 年 月 払 金 支 出 単 地 区

京都市 環境政策局



委託概要

測量業務				式	1
現地測量	km2	0.06	中心線測量	km	0.32
縦断測量	km	0. 32	横断測量	km	0.1
埋立容量算出	式	1			

委託理由

本業務は、京都市東部山間埋立処分地の管理資料とするため、現地測量及び路線測量を行い、年間の埋立容量を算出するものである。

			設計		請負	1額
			金額	増減額	金額	増減額
業	務費	前回	円	П	円	П
未	伤	今回	円	LJ	円	Г
内	業務価格	前回	円	П	円	Ш
		今回	円	LJ	円	Г
訳	消費税相当額	前回	円	В	円	В
可人	仍复你们当晚 	今回	円	[7]	円	Г

京都市 環境政策局

積算参考資料 (間接費補正一覧)

単	価	使	用	年	月	2025年8月
歩	掛	適	用	年	月	2025年8月
基	準	適	用	年	月	2025年8月
単	1	西	地		区	2601: I 地区

見積参考資料

積算で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

【埋立容量算出】

1式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	測量技師	人	0.5	
	測量技師補	人	3.0	
	測量助手	人	0.5	
直接経費	機械経費	式	1	直接人件費の 1.0%

業務委託料内訳書

连務名 京都市東部山間埋立処分地埋立容量管理(測量)業務委託						測量業務 地形測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
也形測量							
		式	1				
現地測量							
		式	1				
現地測量			-				
		式	1				
現地測量	縮尺:1/250、耕地・平地		_				内 1号
		(km2)式	(0.06)1				
応用測量		(/	(11111)				
		式	1				
路線測量			1				
		式	1				
路線測量			-				
		式	1				
中心線測量	耕地・平地、0~1000台未満/12時間、測点間隔20 m、単曲線換算曲線数0	I I	_				
		km	0. 32				
縦断測量	耕地・平地、0~1000台未満/12時間						
		km	0. 32				
横断測量	耕地・平地、0~1000台未満/12時間、単曲線換算曲線数0、測量幅125m以上~135m未満、測点間隔100m	,	0.1				
埋立容量算出		km	0.1				
ユーロ ヱ 乔田							
		式	1				
 = 			_				
埋立容量算出	メッシュ法、測点格子間隔10m	式	1				内 2号
(工业行 里开 川	1 2 1 1 N VANIS						11 22
		式	1				

京都市

業務委託料内訳書

業務名 京都市東部山間埋立処分地埋立	業務名 京都市東部山間埋立処分地埋立容量管理(測量)業務委託						測量業務 共通		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要		
共通									
		式	1						
共通									
		式	1						
打合せ等									
		式	1						
打合せ	中間打合せ0回						内 3号		
		業務	1						
直接測量費									
		式	1						
間接測量費									
		式	1						
諸経費							内 4号		
		式	1						
測量業務価格									
		式	1						
消費税相当額									
		式	1						
測量業務費									
		式	1						

単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数

内 1号 現地測量	縮尺:1/250、耕地・平地				•	
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画						
		(km2)式	(0.06)1			
細部測量						
		(km2)式	(0.06)1			
数值編集						
		(km2)式	(0.06)1			
数値地形図データファイルの作成						
		(km2)式	(0.06)1			
合計						

- 3 -

単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数

四上皮目体山						
内 2号 埋立容量算出	メッシュ法、測点格子間隔10m					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師			371			*****
四里以門						
		人	0.5			
測量技師補						
		人	3			
測量助手		, , , ,	3			
侧重切于						
		人	0.5			
機械経費						
		式	1			
		IX.	1			
合計						

- 4 -

単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数

					75 177 HATE 171 9X	
内 3号 打合せ	中間打合せ0回					
内 3号 11 0	1 1911 1 5 0 1					
力 1 1 1/2	夕 /	光子	*4- 目.)	人力	松田
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ						
111 🗖 🕝						
		業務	1			
合計						
Ц Р1						
					1	I .

- 5 - 京都市

単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数

内 4号 諸経費						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費						
		式	1			
諸経費率						
		%				
諸経費						
		式	1			
調整額						
合計						

特記仕様書

委託業務名 京都市東部山間埋立処分地埋立容量管理(測量)業務委託 履行場所 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番99他地内

- 第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携 (令和7年2月改正 京都市)※」(以下、「業務等委託必携」という。)によるもの とする。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒ 「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html)

第2条(電子納品)

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領(業務編)(令和6年3月)」(以下「要領」という。)に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

- 2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体 (CD-R、DVD-R、BD-R) で1部提出するとともに、紙媒体で1部提出する。なお、協議により電子成果品を2部 以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。製本版1部 [報告書(簡易製本)1部、図面(A3縮小版)1部)]と原図1式を納品する。
- 3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを 行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第3条 (重要事項の処理)

次の項目に対しては、受注者独自の判断で処理せず、事前に必ず監督職員に報告して 処理方法を確認しなければならない。

- (1) 設計図書に明示していない事項の処理
- (2) 設計変更に係わる事項の処理
- (3) 地元関係者等との協議に係わる事項の処理
- (4) 天災、その他不可抗力による事項の処理
- (5) 土地境界等に係る事項の処理

第4条(前払金)

前金払は、委託料の30%以内とする。

第5条(文書による変更手続き)

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第6条(業務の目的)

本業務は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第2項第19号に規定する残余の埋立容量(以下「残余容量」という。)を把握することで、廃棄物の最終処分場の維持管理の適正を確保することを目的として、以下のとおり測量及び埋立容量算出を実施し、埋立容量管理を行うものである。

1 現地測量

業務範囲について地物等を測定するとともに、監督員が指示する地点(測点格子間隔10m)及び変化点について標高を測定し、既存地形図を基に現況地形図を作成する。また、現地測量の縮尺は、1/250で実施するが、成果品の図面縮尺は1/500及び1/1000とする。

2 路線測量

路線測量については、以下の(1)~(5)のとおり、中心線測量、縦断測量及び横 断測量を実施する。

(1) 中心線測量は、既往の測量成果における処分地内「測点No.0からNo.16間 (L=0.32km)」にて実施するものである。

なお、中心線の位置は既往の測量を基に監督員と協議の上決定するものとする。

- (2) 各測点には金属鋲等を設置すること。
- (3) 縦断測量は処分地「測点No.0からNo.16まで(L=0.32km)」について測量する。
- (4) 横断測量は処分地「測点No.5及びNo.12の2地点(L=0.10km区間)」を測量する。
- (5) 横断測量の見通し杭については、監督員の指示する位置に金属鋲等を設置し、その点の詳細図、遠景写真、近景写真を提出する。
- 3 測量作業の時期

測量作業の時期については監督員の指示に従うこと。(2月下旬予定)

4 埋立容量算出

地形測量、路線測量の成果を基に、メッシュ法により埋立容量を算定する。 容量算出の対象範囲は、この1年間に埋立を実際に行った箇所を含めた、面積 0.060km2以上の範囲とし、これらのデータを用いて行う。

第7条(使用する技術基準等)

本業務で使用する技術基準等については、共通仕様書に定めるもののほか、次のとおりとする。

技術基準等	発行年月	発刊者
最終処分地残余容量算定マニュアル	平成 17 年 3 月	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課・産業廃棄物課
京都市公共測量作業規程		京都市建設局

ただし、本業務においては、技術基準等の改訂、新しい通達などにより内容が変更された場合は内容を最新のものと読み替えること。

第8条 (測量機器等の検定)

本業務に使用する測量機器及び電算プログラムについては、(社)日本測量協会等が発行する検定証明書を提出するか、または受注者自身が別に定める要領等により検定を行った記録を提出するものとする。

第9条 業務委託必携等に対する特記事項は、次のとおりとする。

1 業務内容及び設計条件は、次によるものとする。

(1) 現地測量

本業務は、以下の条件で現地測量を実施するものである。

縮尺 : 1/250

地域・地形 : 耕地・平地0.060km2

作業工程: 作業計画、細部測量、数値編集、数値地形図データファイルの作成

(2)路線測量

本業務は、以下の条件で路線測量を実施するものである。

• 中心線測量

地域・地形 : 耕地・平地0.32km 交通量 : 0~1000台未満/12時間

測点間隔 : 20 m 単曲線換算曲線数 : 0

作業工程 : 中心点座標計算、測定設置、線形地形図の作成、点検整理

縦断測量

地域・地形 : 耕地・平地0.32km 交通量 : 0~1000台未満/12時間

作業工程 : 観測、縦断面図作成、点検整理

• 横断測量

地域・地形 : 耕地・平地0.1km 交通量 : 0~1000台未満/12時間

単曲線換算曲線数 : 0

測量幅 : 1 2 5 m以上 1 3 5 m未満

測点間隔 : 100m

作業工程 : 観測、横断面図作成、点検整理

第10条 測量業務の打合せ等

1 測量業務における打合せは、業務着手時、成果品納入時の計2回行うものとする。

2 測量業務着手時及び成果品納入時には、主任技術者が立ち合うものとする。

第11条 資料等の貸与及び返却

本業務における貸与資料は次表に挙げるものとする。

貸与資料	備考
京都市東部山間埋立処分地埋立容量管理(測量)業務委託成果品	令和7年3月
京都市東部山間埋立処分地埋立容量管理(測量)業務委託成果品	令和6年3月

第12条 成果物の提出

本業務における成果物は次表に挙げるもの及び監督員の指示するものとする。

項目	種別等	内容等	備考
報告書	業務概要書	報告書一式	
	中心線・縦断測量	中心点(測点)写真	
	横断測量	遠景写真、近景写真	
	測量成果簿	測量記録・出力図等一式	
	埋立容量算出	埋立容量計算書 埋立地土量累積表	
現況地形図	現地測量	1/500 及び 1/1000	
縦断面図	縦断測量	H=1/1000, V=1/500	
横断面図	横断測量	1/1000、1/100	
数値データ	現地測量	実測値及び指示する点の(X、Y、Z)シーマ形式のファイル	
	縦断測量	距離、標高の TXT ファイル(、区切り)	
	横断測量	距離、標高の TXT ファイル(、区切り)	

なお、成果品納入後であっても成果品に誤りが判明した場合は、直ちに修正する ものとする。

第13条 埋立処分地内の注意事項

本業務の履行にあたって、京都市東部山間埋立処分地(以下、埋立処分地)や場内道路を使用して業務を行うため、受注者は本市が行う埋立業務に支障をきたすことなく、本市監督員との連絡を密にし、細心の注意を払い遅延なきよう業務の進捗を図らなければならない。また、受注者は以下及び監督員からの事前指示事項について、本業務に従事する全ての者に新規入場者教育にて情報共有をはかること。

特に注意する事項については次のとおりとする。

1 「京都市東部山間埋立処分地敷地内」(埋立処分地、搬入道路及び総合管理事務所等を含んだ施設敷地全体のことで以下、「当敷地」又は「当敷地内」という)は、業務関係車両の入所・退所を「入場カード」(以下、「カード」という。)で管理しており、事前にカードを作成するため、本業務で使用するすべての車両の車番一覧表を事前に提出すること。

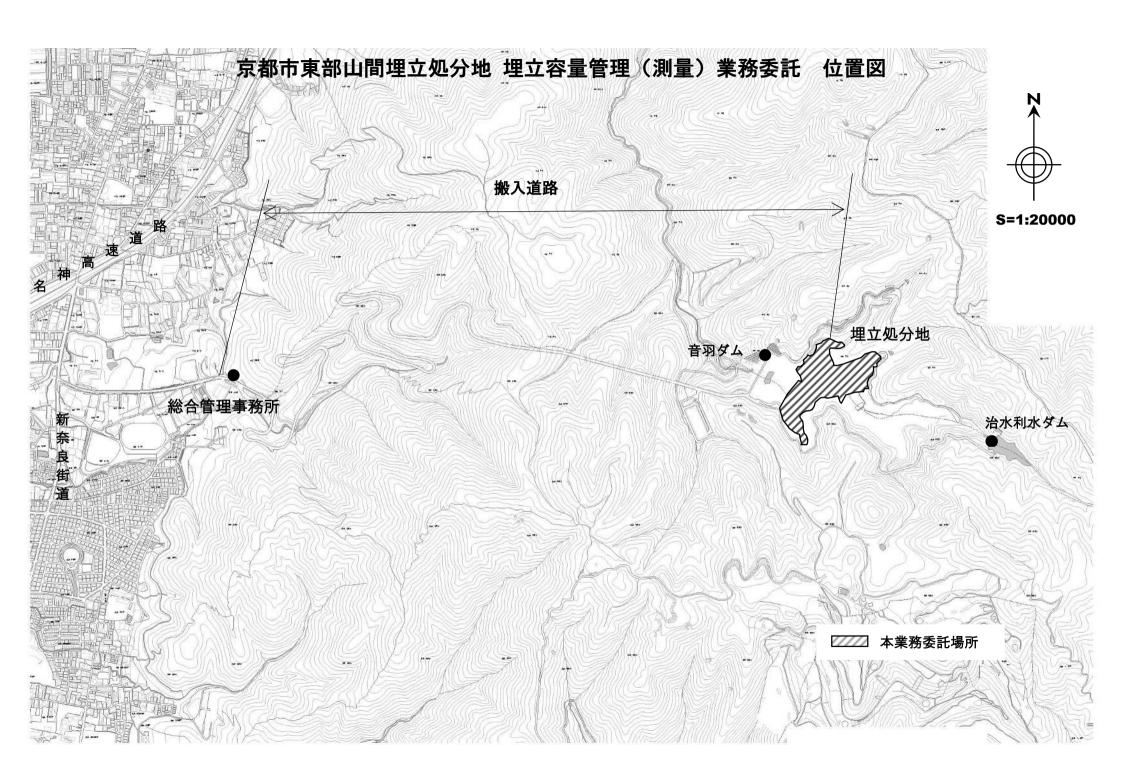
入所時には、総合管理事務所(以下、「当事務所」という)で当日入場する全ての 車両のカードを代表者一人に手渡すので、受注者内の受け渡し等を行い、代表者がま とめて保管すること。

当日業務終了退所時には、それらを代表者がまとめて当事務所に返却すること。 (1回限りのカードの場合は、出口ゲートに取り込まれる。)。 2 入退場を行う業務関係車両については、入退場ルートが決められているため、遵守 すること。

なお、詳細な入退場ルートについては、監督員が指示する。

- 3 当敷地内の走行に際しては、道路交通法の規定に準じること。
- 4 走行時は必ず前照灯及びパトライトを点灯し安全の確保に努めること。また、パトライトは、受注者で用意し使用車両等に装着すること。
- 5 当敷地内の制限速度は、毎時30km以下と定めており厳守すること。
- 6 道路や通路を占用して作業する場合は、片側1車線以内で、占用区間の前後には必ず交通誘導警備員を配置し、通過車両の安全確保に努めること。
- 7 作業の占用区間以外の道路上は駐停車禁止である。占用区間内も最低限の車両のみ の駐車で行うこと。
- 8 道路や通路の占用は、原則として作業中のみで、作業等が終了すれば、安全を確認 の上すみやかに交通解放すること。
- 9 当敷地内に、年末年始、土・日曜日(その他月~金曜日の祝祭日は除く)は、入所は出来ない。
- 10 入所時刻は、午前8時45分以降とし、午後4時45分までに当事務所に戻れるように測量作業を行うこととし、その他の時間での入退場は認めない。
- 11 作業中に事故等が生じた場合は、応急の安全対策等を講じるとともに、直ちに付近の非常電話、又は携帯電話で当事務所(075-572-8465)に状況を連絡すること。
- 12 本業務に関係する車両が、新奈良街道の交差点から当敷地へ進入および退出する場合は左折(右折禁止)で通行すること。
- 13 必要に応じて仮設トイレを設置すること。設置場所について事前に監督員の承諾を得ること。
- 14 山火事防止のため、埋立処分地内及び道路での喫煙を認めない。
- 15 当敷地内での冬場のタイヤチェーンの使用は認めない。
- 16 当敷地内における作業全般については、当事務所の指示に従い本市の作業に支障を 生じないよう、十分注意すること。
- 17 移動及び作業等に伴い生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)について、責任を負うこと。
- 18 大雨、濃霧、積雪及び凍結、並びに他の気象条件、または安全走行に支障がある事 象等を理由として、当事務所の判断で、一時あるいは終日入所を見合わせる場合があ るので、その指示に従うこと。
- 19 当敷地内においては、本市クリーンセンターからの焼却灰等運搬車両の通行と処分地埋立作業を、本業務より優先させること。
- 20 当敷地内のトイレを利用する場合は、当事務所またはダムサイト管理事務所のトイ

- レ (土足厳禁) を使用すること。また、その際の車両駐車位置については、監督員が 指示する駐車位置を遵守すること。
- 21 当敷地内は、携帯電話がつながらないエリアが多いため、必要な場合、通信手段は受注者で準備すること。



京都市東部山間埋立処分地埋立容量管理(測量)業務委託 測量平面図 <処分地>

